

ご家庭向け回収リサイクルと、事業者向け回収リサイクルの使分け

「資源有効利用促進法」に対応して販売する、ご家庭向けパソコンには機器銘板等に「PCリサイクルマーク」が付いています。

「PCリサイクルマーク」付きのパソコンであっても、排出者（ご家庭等の個人か、企業等の事業者か）によって、回収の方法（回収再資源化料金や回収手順）が異なります。

「PCリサイクルマーク」付きのパソコンを、事業者が製造メーカー等に排出する際には、産業廃棄物処理として所定の手続き等を行う必要があります。

